

令和5年度 建築物再生可能エネルギー利用促進区域
指定促進モデル事業を行う補助事業者の募集についての公示

令和5年6月30日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

令和5年度 建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業

2) 事業目的

国土交通省では、昨年6月に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を創設することとした。本制度は、建築物への再生可能エネルギー利用設備(以下「再エネ利用設備」という。)の設置の促進を目的としており、市町村が建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を公表した場合、促進計画の対象区域内において、①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務、②促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法(昭和25年法律第201号)の形態規制(建築物の高さ・容積率・建蔽率)の特例許可等が措置される。本制度の施行は、改正法の公布から2年以内とされている(令和6年4月施行予定)。国土交通省においては、市町村における本制度の円滑な活用に向けて、促進計画の作成に係るガイドライン(以下「ガイドライン」)の案を作成したところである(令和5年8月公表予定。現在パブリックコメントを実施中 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155230711&Mode=0>)。

本事業では、地方公共団体における促進計画の作成検討に係る先行的な取組を支援するほか、制度活用意向の調査分析や先行事例を踏まえたガイドラインの拡充等の検討を実施することにより、制度の円滑な施行及び市町村における制度の活用促進を図ることを目的とする。

3) 事業内容

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に関して行う次の事項

① 地方公共団体が実施する、促進計画の作成検討(令和5年度中に原案作成

を目指すなど、先行的な取組として他の地方公共団体への波及効果が見込めるもの。

- ② 民間事業者等が実施する、地方公共団体へのガイドラインの周知及び制度活用意向の調査分析、促進計画の作成検討に先行的に取り組む地方公共団体への技術的な支援、及び先行事例を踏まえたガイドラインの拡充等の検討

2. 公募期間

令和5年6月30日(金)18時00分～令和5年7月28日(金)18時00分(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる地方公共団体又は民間事業者等とする。

- 1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4. 補助金の額

定額とする。補助額は、①及び②を合計して36,000千円程度を想定しているが、提案件数や提案内容等を踏まえて、提案毎の採択上限額を決定するものとする。

5. 説明書の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和5年6月30日(金)18時00分～令和5年7月28日(金)18時00分

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 齋藤、前田

電話 03-5253-8111(代)(内線:39-458、39-437) FAX 03-5253-1630

電子メール saitoh-k2mt@mlit.go.jp、maeda-k92ta@mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて、原則として電子媒体をもって配布する。

説明書の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

6. 応募方法、応募の提出期限

(1) 応募方法

・持参、郵送又は電子メール。

(2) 提出期限等

○ 提出期限

令和5年7月28日(金)18時00分まで

郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡は行わない。
よって、応募者自身で配達状況を確認できる方法(配達記録郵便等)で送付すること。(提出期限必着)郵送時は、表面に必ず「建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業担当」と記入すること。

なお、下記記載の押印省略時のルールに従い電子メールにて提出する場合は、「5(2)担当部局」に記載の担当者宛てに提出すること。

【押印省略時のルール】

押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため、以下に従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

○ 場所

5(2)の担当部局

○ 提出部数

正1部 副4部(持参又は郵送の場合に限る。)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、FAX等)にて受け付ける。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

7. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。